

## お茶の水女子大学 小石川寮入寮申請要項

1. 募集人員及び入寮期間
  - (1) 募集人員：約 25 名（予定）
  - (2) 入寮期間：令和 7 年 4 月 1 日～最短修業年限終了月の 25 日まで（中途退寮可）
2. 寄宿料等経費
  - (1) 寄宿料月額 4,300 円
  - (2) 共用部分及び居室に係る電気、ガス、水道等の光熱費料金、および自治会費や居室清掃代、非常食代等を別に徴収します。
3. 申請資格（※(1)～(3)全てを満たす者が対象です。）
  - (1) 次の①若しくは②又は③の者であって、自宅（生計を一つにする家族の住居）からの通学の所要時間が片道 1 時間 30 分以上である者（事情により通学困難な者を含む）。
    - ① 令和 7 年 4 月に本学大学院博士前期・後期課程への入学を希望する者（令和 7 年度大学院入試 8 月・9 月・2 月・3 月入試合格者（受験生を含む）が該当します。）
    - ② 大学院在學生（現に本学大学院に在学し令和 7 年度に引き続き在学する予定の大学院生）  
※最短修業年限を超えて在学する者は申請不可です（在籍期間の算定にあたって休学期間は除算します）。

③その他、申請時点で小石川寮生であり、在寮期間の延長を希望する者も申請ください。  
入寮期間の延長の申請ができるものは以下の通りです。

- ・大学院生前期課程の修業期間を満了し大学院後期課程進学による場合
- ・令和 7 年 4 月以降に留年生（標準修業年限を超えて在籍）として在籍する者のうち、3 月以上の留学期間（休学による留学を除く。）がある場合（この場合、入寮期間の終期は令和 8 年 3 月 25 日まで）。

- (2) 寮生の自治により運営されている寮で、様々な役割を寮生が分担しているため、帰省や短期の留学等を除いて、基本的に常時居住すること。また、自治会役員になる可能性があるため、責任を持って役員を務めることができる者。
- (3) 入寮後に生じる居室変更に同意すること。  
入寮後に自身の居室が改修工事の対象となった場合には、大学の指示のもと、寮内別居室へ引越しをしていただきます。なお、改修する居室は現時点で未定ですが、居室変更（引越し）が生じる 3 か月前までには対象者宛通知します。

#### 4. 入寮申請手続

- (1) 申請書類 「申請書類について（小石川寮）」を参照すること。  
\*音羽館再契約との併願については「8. よくあるお問い合わせ」を参照。

#### (2) 申請方法・申請期間

対象	申請方法	申請期間
大学院 8 月・9 月・2 月・3 月入試合格者及び受験生	郵送のみ	令和 7 年 1 月 10 日(金)～令和 7 年 1 月 20 日(月) * 20 日(月) 必着  <b><u>注意：入試受験又は入試の結果確認前においても申請を行ってください。</u></b>
大学院在學生		
入寮期間延長希望者 (小石川寮生で後期課程へ進学又は留学による留年で在寮期間の延長を希望する者)		

- (3) 郵送先 〒112-8610  
 東京都文京区大塚 2-1-1  
 お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課 入寮担当

\* 封筒に「小石川寮入寮申請」と朱書きすること。

- (4) 選考方法 申請書類に基づき家計評価を行い、入寮が必要と認められる者から順に入寮許可を決定します。

(5) 選考結果の発表

入寮許可の結果発表は、文書の発送及び大学ホームページ上での受験（学籍）番号の掲載により行います。発表日は、申請区分に応じて次のとおりとし、各日 15 時までに掲載いたします。本人に郵送される通知も必ず確認してください。

（審査等の都合により発表日や発表時間を変更することがありますので、予めご了承ください。）

（結果発表日）

○大学院 8 月・9 月・2 月入試合格者、大学院在学学生、入寮期間延長希望者

令和 7 年 2 月 17 日(月) 予定

○大学院 3 月入試受験生（新規入寮者のみ）

令和 7 年 3 月 14 日(金) 予定

※選考結果掲載ページ

<https://www.ocha.ac.jp/campuslife/lodgings/info/result.html>



5. 入寮手続等（入寮許可された場合）

- (1) 入寮手続き（荷物の運び入れ等の入寮作業も含む）期間は原則 3 月 30 日(日)、31 日(月)の午前 9 時 30 分から午後 4 時までとします。

ただし、**申請時点で音羽館に在寮している学部生**で、大学院進学に伴い小石川寮への入寮を許可された者のみ、**4 月 28 日(月)、29 日(火)**の前 9 時 30 分から午後 4 時までとします。詳細は「8. よくあるお問い合わせ」に記載していますので、必ずご確認のうえお申し込みください。

- (2) 入寮を辞退する場合は、速やかに学生・キャリア支援課に申し出てください。  
 なお、特別の理由がなく手続きを怠った場合は、入寮の許可を取り消します。

6. その他

- (1) 申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備があるものは受理できません。また、提出書類は返却しておりません。
- (2) 添付する書類については、なるべく **A4 判に統一**するようにしてください。  
 （A4 以外の大きさのものは台紙に貼るか、コピーをして A4 判に揃える）
- (3) 音羽館再契約と併願する場合には申請書の上部にある（ ）に必ず優先順位を記入してください。
- (4) 入寮が決定した場合、結果発表より数日後に入寮手続きに必要な資料をお送りします。なお、本申請で記入した情報は、寮の運営管理を行う管理室、および入寮手続きを一緒に行う小石川寮自治会へも共有のうえ、入寮の対応を行います。

7. お問い合わせ先

お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課  
 メールアドレス [gakusei@cc.ocha.ac.jp](mailto:gakusei@cc.ocha.ac.jp)

8. よくあるお問い合わせ

Q：音羽館再契約と小石川寮を同時に申請（併願）することはできますか。

A：併願は可能です。  
ただし、「入寮願」において優先順位を必ず記入してください。

Q：音羽館再契約と小石川寮について併願申請をする場合は、申請書類を省略できますか。

A：原則としてできません。  
「入寮願」と「入寮期間延長申請書」をそれぞれ提出してください。  
ただし、次の添付（証明）書類は1通提出するのみで構いません。  
「2. 入寮選考調書」  
「3. 所得課税証明書又は非課税証明書」  
「4. 家計控除に関する証明書等」  
「5. 家族全員の住民票（独立別居生計を営む兄弟姉妹等を除く）」  
「6. 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）」  
「8. 結果通知用の返信用封筒」

Q：申請時点で音羽館に在寮している学部生で、大学院進学に伴い小石川寮への入寮を申請、許可された場合、小石川寮への入寮日はいつになりますか。

A：どちらの寮にも所属しない期間が生まれてしまうため、特別に音羽館の入寮期間を約1か月間延長のうえ、以下のスケジュールにて入寮（寮間の移動）を実施します。  
**音羽館の延長期間の約1か月は寄宿料が通常通り発生しますので、ご了承のうえお申込みください。**なお、音羽館に関する追加の初期費用は発生しません。

日程	対応
～令和7年3月25日	音羽館入寮期間終了
3月26日～4月28日又は29日	音羽館入寮期間の短期延長 ※この期間は音羽館の寄宿料が発生します。
4月28日又は29日	小石川寮入寮日 （入寮手続きおよび荷物の運び入れ等実施日） ※この日から小石川寮にて生活が可能です。

※5月分より小石川寮の寄宿料の徴収が開始されます。

## お茶の水女子大学 小石川寮（大学院生） 入寮申請要項

### 申請書類一式

1. 入寮願 ※指定様式
2. 入寮選考調書 ※指定様式
3. 所得課税証明書又は非課税証明書（市区町村役場発行のもの（名称が異なる場合あり））
4. 家計控除に関する証明書等（該当者のみ）
5. 家族全員の住民票（市区町村役場発行のもの（独立別居生計を営む兄弟姉妹等を除く））
6. 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）※指定様式
7. 申請書類確認表 ※指定様式
8. 返信用封筒×2通〈110円分の切手を貼付した長型3号封筒に本人氏名・住所を明記したもの〉  
※選考結果の送付とその後の入寮手続き書類の送付に使用します。

（注）市町村等公共機関発行の証明書等にマイナンバーが記載されている場合は、その該当箇所を塗りつぶしコピーした状態のものを提出願います。

### 1. 入寮願（全員提出）

「入寮理由」には、自宅（実家）からの通学時間、家庭事情（家計・学資状況）、特殊事情を含めて、入寮を希望する理由を詳細に記入すること。書ききれない場合は、別紙（A4様式自由）に続けて記入してください。理由が書かれていない場合には申請を受理しませんので必ず記入して下さい。

関東一都三県（東京・埼玉・神奈川・千葉）以外が実家の方は通学時間の部分は記入されなくても結構です。

**\*音羽館再契約と小石川寮を併願する場合には優先度を1，2の数字で記入しておくこと。**

### 2. 入寮選考調書（全員提出）

入寮選考調書は、申請者及びその世帯の経済的困窮度を知る上での重要な資料となります。この記入に際し、下記の事項に留意してください。

#### ○調書記入に関する注意事項

##### ◎家族状況

- ・家族状況欄は、令和7年1月1日現在で記入し、同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。
- ・結婚等の理由で生計を同じくしていても、父母欄は必ず記入してください。父又は母が、何らかの理由で世帯にいない場合は、氏名及びその不在の理由（死別、生別等）を記入してください。
- ・同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯と考えます。  
但し、次の場合は同一の住所に居住していても、同一世帯と考えます。  
ア 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地の関係で別居しているとき。  
イ 就学又は病気療養等のため、一時別居しているとき。
- ・職業及び勤務先は具体的に記入してください。（年金受給者、専業主婦、パートタイム等も記入してください。）
- ・別居・同居欄については、家計支持者と同居している場合は○、別居している場合は×をつけてください。家計支持者には◎をつけてください（家計支持者が単身赴任している場合は家計支持者に×をつけてください）。

※家計支持者…申請者と生計を同じくする者の中で、収入が一番多い人を家計支持者とします。そのため、家計を支える者の中で収入が一番多い方が父母以外の方である場合は、その方が家計支持者となります。

## ◎特殊事情

「はい」、「いいえ」のうち該当するものに○をつけてください。(下記4の書類を添付)

## ◎休学状況(新生及び休学をしていない学生は記入不要)

休学状況によって在寮許可年限が変わるため、休学の期間を記入してください

## ◎留学状況(新生及び留学をしていない学生は記入不要)

これまで(本学在学中)に3か月以上の留学期間(休学による留学を除く。)がある場合は、記入してください。

## 3. 所得課税証明書又は非課税証明書 (全員提出)

市区町村役場発行(申請前3ヶ月以内のもの コピー可)

所得課税証明書は、その世帯が得る収入を知る上で必要なものです。これにより、「所得に関する書類」が遺漏なく提出されているかを調べます。提出に際し、下記の事項に留意してください。

- ・ 同一生計者のうち、就学者を除く全員分の所得課税証明書を提出してください。ただし、就学者でも本人及び配偶者については所得課税証明書を提出してください。
- ・ 令和6年度(令和5年分)のものを添付して下さい。
- ・ 所得課税証明書は、市区町村役場の書式で構いませんが、書式内に、給与・給与外所得別の収入金額、課税金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとします。

## 4. 家計控除に関する証明書 (該当者提出)

※住宅ローン等の借入金は控除の対象とはならないため、一切添付する必要はありません。

これらの書類は、家計控除額を算出する上で必要なものです。提出されなければ控除の対象とはなりません。よって、下記の事項に該当する者のいる世帯は、入寮願の入寮理由に該当者、現在の状況、家計に与える影響等を詳細に記入してください。

① 障害者がいる場合 **障害者手帳(写)** 本人所持(コピー可)  
氏名及び障害の程度が分かる部分を提出してください。(表紙のみは不可)

② 長期療養者(要介護認定者を含む)がいる場合  
**診断書等証明書** 医療機関等発行(診断書はコピー不可)  
**療養支出金額の明示された領収書** 本人所持(コピー可)

## 長期療養者の定義

- ・ ・ ・ 申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、または療養見込の者をいいます。(申請時現在において完治している者は、認められません。)
- 療養のためにかかった支出金額の明示された書類(申請時から過去1年分のみ有効)を提出してください。(上限 200万円)ただし、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。この場合、長期にわたって療養を必要とすることが書かれた医師の診断書等証明書を添付してください。

## 要介護認定・要支援認定者の定義

- ・ ・ ・ 通知書(写)を提出の上、介護サービスを利用した場合の自己負担金が明示された書類(申請時から過去1年分のみ有効)を提出してください。

③ 家計支持者が別居している場合 **単身赴任経費関係書類** 本人所持(コピー可)  
家計支持者が勤務の関係等で世帯とは別居して生計を営んでいる場合、住居費及び光熱水費の領収書(写)を提出してください。その際、できるだけ最新のものを提出してください。但し、電話料金、交通費、会社負担経費を除きます。

- ④就学者がいる場合（申請者本人は除く） **在学証明書 所属学校発行**  
 小学生、中学生、自宅通学の公立高校生、申請者本人の在学証明書は不要です。  
 また、4月以降入学が決定している場合には入学許可証などのコピーを添付してください。

## 5. 家族全員の住民票（全員提出） 市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内 コピー不可）

世帯人員の把握及び居住地の確認に使用する書類です。下記の事項に留意してください。

- ・同一世帯全員の住民票を提出してください。（「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等が記載されているものを取得してください。）
- ・住民票記載の住所が現実に居住している住所と異なる者は、現住所を証明する書類（アパートの契約書（写）、学生証（写）等）を添付してください。
- ・住民票に記載されている者であっても、実際は結婚、就職等で別居独立している場合家庭事情欄でその旨を明記してください。

## 6. 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）

次のア～エのすべてに該当する学生は、独立生計を営んでいるものとして認定し、本人の1年間の総所得金額で判定します。また、配偶者がいる場合は配偶者の収入も含めて考えます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行される者

独立生計者（結婚等による理由も含む。）として申請する場合、ア～エの事項を証明するため、下記の書類も提出してください。

- a. 独立生計申立書
- b. 本人（配偶者も含む）の住民票
- c. 本人（配偶者がいる場合には配偶者分も）の所得課税証明書
- d. 本人（配偶者も含む）の保険証（写）
- e. 独立生計となるまで扶養していた者（父母等）の住民票および所得課税証明書

## 7. 申請書類確認表

この書類は、申請の際、書類に不備がないかどうかを自分で最終確認するためのチェック表です。申請期間が限られるため、書類に不備があった場合申請を受付けることができない場合があるので、必ずチェックをしてから送付してください。

## 8. 結果通知用の返信用封筒（全員提出）

返信用封筒に宛先を自筆で記入して切手を貼付したものを**2つ**作成してください。  
 選考結果の送付とその後の入寮手続き書類の送付に使用します。

受付	年 月 日
	第 号

入 寮 願

国立大学法人

お茶の水女子大学 副学長 殿

年 月 日

入寮希望寮に丸を付けてください。 (小石川寮と音羽館を両方とも希望する場合は 優先順位を1, 2と表記してください。)	( )小石川寮 (大学院生) ( )音羽館再契約 (学部生及び大学院生)
入寮が希望できるのは申請資格のある寮のみです。募集要項で確認してください	

下記の事由により国立大学法人お茶の水女子大学学生寮に入寮申請しますので、許可くださるようお願いいたします。なお、入寮を許可された上は、学生寮に関する諸規則を守ります。

入試月 ※受験生のみ				
受験番号 又は 学籍番号	内部進学の方は両方記入してください		*お茶大SCCへの入寮を希望する場合には別紙にある「寮生活で期待すること」という作文も必ず記入してください	
本 人	受験予定先 又は 所属	大学院人間文化創成科学研究科		専攻
	氏 名	(フリガナ) (留学生はアルファベット氏名を併記)		生 年 月 日
	現住所	〒	電話番号	( )
			メールアドレス	進学予定者は卒業後も使用できるものを記入 @
	実家からの 通学時間	自宅を出てから大学に入るまでの経路及び時間について記入してください		
入 寮 希 望 事 由				
連 帯 保 証 人	氏 名	(ふりがな)		本人との続柄
	現住所	〒		
	職 業	電話番号	( )	
	メールアドレス	@		

# 入 寮 選 考 調 書

申請日時点

家族状況 (同一家計内の家族数 名)	就学者を除く	続柄	氏名	年令	職業	勤務先等	別居同居	
		父						
		母						
	就学者	続柄	氏名	年令	在学学校名等		学年	別居同居
		申請者						

特 殊 事 情	①同一生計内に障害者がいる (「はい」の場合は障害者手帳等証明書のコピーを添付すること。)	はい・いいえ
	②同一生計内に長期療養者がいる (「はい」の場合は療養費の証明できる書類を添付すること。)	はい・いいえ
	③家計支持者が別居している (「はい」の場合は単身赴任の証明できる書類を添付すること。)	はい・いいえ
	④同一生計内に就学者がいる(申請者本人は除く) (「はい」の場合は在学証明書や入学許可証を添付すること。)	はい・いいえ
	* 各証明書の詳細は「申請書類について」を参照のこと。	

(該当者のみ) 休学状況	休学理由	休学開始日	休学終了日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
(該当者のみ) 留学状況	留学先(3か月以上)	留学開始日	留学終了日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日



## 独立生計申立書

学籍（受験）番号

氏名

私は、以下のア～エの認定条件を満たす独立生計者であることを申し立てます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

収入（月額）		支出（月額）	
定職	円	住居費	円
奨学金 （名称）	円	食費	円
アルバイト （職種）	円	交通費	円
仕送り	円	水道光熱費	円
その他 （具体的に）	円	教材・学用費	円
		教養娯楽費	円
		その他 （具体的に）	円
計	円	計	円

## 申請書類確認表

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1. 入寮願
<input type="checkbox"/>	2. 入寮選考調書
<input type="checkbox"/>	3. 所得課税証明書又は非課税証明書
<input type="checkbox"/>	4. 家計控除に関する証明書等 <u>(該当者のみ)</u> <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 長期療養関係書類 <input type="checkbox"/> 単身赴任経費関係書類 <input type="checkbox"/> 在学証明書等
<input type="checkbox"/>	5. 家族全員の住民票 <input type="checkbox"/> 別居証明書 <u>(該当者のみ)</u>
<input type="checkbox"/>	6. 独立生計者認定に係る書類 <u>(該当者のみ)</u> (独立生計申立書、住民票、所得課税証明書、保険証(写))
<input type="checkbox"/>	7. 申請書類確認表
<input type="checkbox"/>	8-1. 結果通知用の返信用封筒 (110円分の切手を貼付した長型3号封筒に本人氏名・住所を明記したもの。)
<input type="checkbox"/>	8-2. 入寮書類返信用封筒 ※小石川寮希望者のみ (110円分の切手を貼付した長型3号封筒に本人氏名・住所を明記したもの。)

(学生・キャリア支援課 記入欄)

番号	未チェック書類への対応